

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、会社A（以下「会社」という。）に採用され、会社B工場（以下「工場」という。）の構内下請事業場であるC市所在の会社D事業所（以下「事業場」という。）に所属し、同工場においてパン製造業務に従事していた。

請求人によれば、平成○年○月頃から工場内でのパン製造作業中、両肘、両手首の痛みと手指のしびれが発現したという。

請求人は、同年○月○日、E診療所に受診し「頸肩腕障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日、E診療所に受診し、本件疾病と診断されているところ、当審査会としても、請求人の作業内容、症状経過等から、同日、本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の判断基準については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考え、認定基準に照らし、本件について検討する。

(ア) 「上肢等の負担のかかる作業を主とする業務に相当期間（原則として6か月程度以上）従事した後に発症したものであること」について

請求人は、平成○年○月○日に会社に採用され、採用日から事業場の所属労働者として、本件疾病発症までの間、工場において約1年2か月間パン製造作業に従事していたことが認められ、その作業内容は、請求人作成の「上肢作業に基づく疾病にかかる申述書」、同種労働者の作業動作に関する写真、審理調書等からして、パンを焼き型から外す作業で上肢の反復の多い作業であり、上肢等に負担のかかる業務であると判断する。

(イ) 「本件疾病の発症前に過重な業務に就労したこと」について

監督署長及び審査官は、認定基準に沿って、本件疾病発症前1か月、3か月ないし6か月間の請求人の業務量について、同種の作業に従事する労働者

との比較を行っているが、当審査会としても、追加資料5点を含め本件における一件記録を改めて精査したところ、決定書第2の2（2）イ及びウに説示のとおり、本件疾病前6か月間における請求人の総労働時間は他の2名の同種労働者と比較しても短く、また、本件疾病発症前3か月間についてみれば、1日の業務量が通常の業務量の概ね20%以上に増加している日は最大でも6日にすぎない。また、上肢の反復動作の多い作業と判断される「アルミ外し作業」そのものは、1日の業務量のうち約3分の1以下であると認められること等から、当審査会としても、請求人は、本件疾病発症前に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

（ウ）本件疾病に関する医学的判断について

F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「両手の繰り返し動作を行う業務が約1／3であり、両手は使用するが、その動作はゆっくりであり、強い負荷がかからない作業が約2／3である。請求人の症状発症する時期についてみれば、特に注文量が増加したとは言えず、過重のかかる作業量とは言えない。よって、認定基準に合致しているとは言えず、業務外の疾病であると考えられる。」旨述べているところ、当審査会としても、上記（イ）で判断した請求人の作業量、作業態様等作業実態からみて、同医師の意見は妥当であると判断する。

（3）したがって、当審査会としても、請求人の本件疾病は、認定基準の要件を満たしているものとは言えず、請求人に発症した本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。